

# 真宗道場の形態

——看坊から自庵へ——

千 葉 乘 隆

真宗の道場には、その性格や形態によって、道場・惣道場・寄合（立合）道場・表裏立合道場・毛坊道場・辻本道場・下道場・兼帶道場・内道場・自庵（道場）・看坊（道場）等の種々の呼称がある。

単に「道場」という場合は、一個人が建てた道場を指し、「惣道場」は門徒の総意によって創設された道場をいう。この惣道場に、二か寺以上の門徒が寄り合って建てた道場を「寄合道場」または「立合道場」といい、東西両本願寺門徒が共同で設けたものをとくに「表裏立合道場」と称している。また、ある寺（道場）に所属する道場を「下道場」とか「兼帶道場」と呼んでいる。<sup>①</sup>

こうした惣道場・寄合道場・下道場・兼帶道場を、所属の寺又は門徒から委任されて管理する僧を「看坊」又は「看主」といい、看坊に管理されるこれら道場を「看坊道場」とも称する。個人建立の「道場」又は看坊道場が道場主の私有化を認められた場合、これを自庵（道場）と称する。

近世に入り、看坊が自庵化するケースが多くみられるが、京都金宝寺所属の西竹屋町・油小路兼帯道場、および紀伊椒村惣道場の二例につき、両者の自庵化がもたらした種々の問題をみていきたい。

## 二

看坊から自庵への京都・紀伊の二例のうち、前者は寛永年間（一六三八―四二）、後者は安永年間（一七七六）のことなので、まず京都金宝寺兼帯道場についてのべよう。

金宝寺は京都市内の西竹屋町と油小路三条の二か所に兼帯道場を有していたが、まず西竹屋町兼帯道場において自庵化の問題が生じた。これについては『紫雲殿由縁記』にその間の事情が記されているので、それによって経過をみることにする。

西竹屋町道場は順加という僧が看坊となって管理していた。順加は金宝寺の伴僧の友人ということで、この道場をあずかっていた。ところが、一、二年來不審の行動があり、同行を語らって、道場を寺とし、かつ自庵として自分の所有にしようと企てた。そして本山役人の下間民部卿と八木長門にたのみ、道円・次郎兵衛・喜右衛門という、かつて法義不審の罪で宗門追放になった人たちが応援して、ついに順加は道場を自庵であると称した。そこで金宝寺は寛永十五年（一六三八）三月十四日、本山に訴え、その処置を願った。本山では三月十八日と二十五日の二回にわたる評議の結果、西竹屋町道場は順加の自庵ではなく、金宝寺の兼帯道場であることを確認した。

ところが同年五月になって、順加はふたたび下間・八木両氏とはかり、本当は自庵であるが、金宝寺が無理に兼帯道場といっているのである、と申し立てて、本山から明善寺という寺号を請けた。これを知った金宝寺は、早速本山に訴え、審理の結果、下間・八木両氏と順加の内通の事情が判明し、両氏は閉門を命ぜられた。順加の処分に

ついで、道場から追放しては妻子もあることだし不便であるから穩便のはからいをせよ、という門主のとりなしによつて、本山へ詫証文を入れることによつて一応この事件はおさまつた。二年後、寛永十八年、順加は本山から木仏許可をうけたが、それに「山城国愛宕郡京二条西竹屋町明善寺順加」<sup>⑧</sup>とするされているので、ついに自庵化に成功し、本山の直参末寺となつたようである。しかし、その間のくわしい経緯は『紫雲殿由縁記』には語られていない。ただ、のちの油小路道場看坊の宗珍の事件をのべた中に、「順加ハ一両輩ノ取持強ク、時勢不<sub>レ</sub>及<sub>三</sub>是非、定而後代子孫ノ存念辱敷、寺永代ノ瑕瑾ナレバ笑レンハ実尤、種々心力ヲツカヘトモ其甲斐漸々、年頭報恩講ノ馳走分ニテ事納得ス、全財利ヲ吝惜ノ思ニ非ス、当時後代ノ思兼帯所其古由失スルコト歎シ」とあり、順加は金宝寺に年頭と報恩講の志金をおくることによつてついに自庵とし、年来の目的を達することができたようである。

同じく金宝寺の油小路兼帯道場は宗珍という僧が管理していたが、宗珍も順加に加担して自庵化の意図があり、すでに寛永十七年二月に木仏寺号の許可を得て仏現寺と名乗っていた<sup>⑨</sup>。しかし、寛永十六年七月に順加事件が一応落着いたので、宗珍も表面は金宝寺に帰順の態を示した。ところが寛永十九年五月にいたつて金宝寺下から離脱し本山直参にならうとした。おそらくこれは前年九月に順加が自庵化に成功したのに刺激されたためであろう。宗珍は兄弟の者が本山役人下間大進に奉公していた縁をたどり、大進の世話で本山下附の品を御礼銀を出さず御免になり自庵化をすすめていた。そこで金宝寺は同年五月六日と七月二十一日の二回、本山に訴えた。その結果か、下間大進は七月二十三日から閉門を命ぜられた。そしてこの事件は本泉寺・西覚寺・正光寺・勝久寺の四か寺が取扱ふことになり、審理をすすめた。閏九月十一日宗珍は証文を書いて非を詫びたが、仏現寺という寺号は許されて事件は落着した。

## 三

以上が金宝寺の西竹屋町・油小路兼帶道場の自庵化をめぐる事件の概略であるが、これは金宝寺側の一方的記録によるものであるから、実際には多少事実と相違する点があるかも知れない。ただ、順加・宗珍の兩人がかなり無理をして自庵化を図ったことは容易に想像される。とにかく両道場共に自庵化に成功し、かつ寺院となった。

こうした道場の自庵化・寺院化は当時の風潮であった。それを『紫雲殿由縁記』にはつぎのように伝えている。

寛永ト成リ、京並ニ田舎ニ至ル迄、辻本看主、寺号ヲ望申、一ハ世上靜謐ヨリ事結構ニナリ、坊主分モ威儀ヲ取り繕ヒ、他宗寺院ノ出会、近郷近里同居等有之ハ寺号ヲ名乗、サレハ他宗門ノ僧徒弥輕蔑ス、道場坊くト申ヲ嫌ヒ、寺号ヲ名乗り度ト望、本山ニモ内徳ナレバ其礼物ヲ定免セラル、近年ノ始初睨ト寛永年ノ時世、都鄙共ニ寺号望申、……(中略)……国々ニテ建立ハ多ク其所ノ郷士格或ハ大キナル百姓ニテ、其家頼、下百姓等辻本トナリ、或ハ庵主道場、寺号ヲ望申テ、音ニ聞ク寺院トナレリ。

寛永における真宗寺院の増加を、単に右に掲げられた理由によってのみ把握するのは妥当ではない。

寛永九年九月に発せられた幕命による末寺帳の作製が、看坊の自庵化の大きな理由の一つであったと考えられる。一たん末寺帳に登載されると「本末之規式、不可乱之」ということになるので、本山の直参加の動きが強くなる。しかも寛永の末寺帳は不備の点が多くあり、いずれ再調査される可能性が多分に予想されたので、寛永から正保・慶安年間にかけて本末の争いが多く生じている。加うるに東西両本願寺の分派問題がからみ合せて「凡、小院・下寺、背帰甚多、不可殫紀」という様相を現出した。

末寺帳の作製とともに、道場の寺院化、新寺建立を促進せしめた原因に宗門改がある。寛永十四、五年の島原の

乱以後、キリシタン禁制に伴う宗門改が各地に普及することになったが、寺請制による檀那寺の需要は、当然寺院数の増加を要請する。

このようにして道場の寺院化、看坊の自庵化、新寺創設は促進せしめられることになったが、それでは実際にそれはどのような数字をたどって上昇していったかというに、これを適確に示す数字を挙げることはできないが、その推移の概数をとらえることはできる。

天文年間（一五五四）（『天分日記』） 二五〇か寺

元和九年（一六三三）（『木仏の留』） 七四五か寺（一〇〇〇か寺）

元禄七年（一六九四）（『本願寺通記』） 八三五九か寺

天文年間二五〇寺という数字は本願寺第十世証如の『天文日記』にあらわれる寺数であるが、この日記は本願寺と直接交渉を持った寺名のみ記されているので、当時すでに寺号を称していた寺で脱落したものもあるが、それはそう大きな数字ではないと考えられる。元和九年の七四五か寺というのは本願寺で本仏寺号の許可をはじめた慶長二年（一五九七）から元和九年（一六三三）に至る間の集計であるが、その間七か年分欠冊しているのでこの分を見込んで約一千か寺前後と推定される。元禄七年の八三五九か寺は『本願寺通記』に記載された数字で信憑度は高いものとみられる。寛永八年（一六三二）と元禄五年（一六九二）に新寺建立禁止令が出ているので、元和末年の一千か寺とこの元禄七年八千三百余か寺の数字を考え合わすとき、しかも元禄七年の統計は西本願寺の末寺のみであるから、寛永初年以來如何に急激に寺院が増加したかということを実に示すものといえよう。こうして寺院は増加、道場は減少ということになったが、両者の数について『本願寺通記』の延享元年（一七四四）の統計によると、本山掛所三八、末寺（寺号を有するもの）七〇九三、道場八一〇となっている。これは築地御坊の配下十三州を除いた

数字であるが、これによって当時の寺院と道場の比率を知ることができる。

なおここで注意しなければならないのは、道場の寺院化がすなわち道場の自庵化を意味するのではないということである。惣道場としての形のまま寺号をもらったものもかなりある。たとえば『木仏之留』に次のような記録がある。

専想寺門徒豊後国戸次惣道場妙正寺常住物

慶長七年<sup>壬寅</sup>四月廿八日

积准如<sup>一</sup>

右の木仏者専想寺門徒道場依望令免候者也 取次頼廉

慶長七年（一六〇二）に豊後の戸次惣道場に木仏寺号を許可し、妙正寺という寺号をとなえたが、寺は戸次惣の共有であって、住僧は看坊であり、また自庵とはなっておらない。こうした例は『木仏之留』中に他にも見られる。したがって寺院化即自庵化とはいえないが、寺院化と同時に自庵化された数字―統計的数をあげることとは不可能であるが―これが非常に多かったことも否定できない。とにかく、寛永年間における道場の寺院化の急増は、看坊の自庵化に大いに影響したことは容易に想像される。

このような寺院化・自庵化の時代相を背景に、西竹屋町・油小路両道場の自庵化が遂行されたもので、金宝寺がいかにこれを阻止しようとしても、時代の流れには抗し得べくもなかったであろう。

#### 四

金宝寺兼帯道場とは全く対照的な行き方で看坊から自庵への道をたどったのが紀伊椒村惣道場である。<sup>⑥</sup>

この道場はもと大北というところにあり、大北道場と呼ばれ、永正年間（一五〇四）に円海という僧によって開かれたと伝えられる。すなわち、所蔵の六字名号裏書に「当寺往古る開基御名号と奉<sub>ニ</sub>尊敬<sub>一</sub>御掛地裏書」とし、

六字尊号 実如上人真翰

永正元甲子年春、紀州海士郡榑邑大北道場本尊<sub>ニ</sub>頂戴、願主釈円海

とするされている。その後、享保八年（一七三三）に現在の中村に移ったといわれる。元禄四年（一六九二）に本山から木仏許可を得たが、その木仏札には左のようにしるされていた。

釈寂如（御判）

元禄四稔辛未二月廿日

木仏尊像 興正寺門徒真光寺下紀州海士郡

椒村惣道場 善福寺

木仏と寺号は同時に許されるのが普通であるから、このときはじめて善福寺という寺号を名乗ったとみられるが、寺院化されたのちも椒村真宗門徒の惣の所有であった。したがって寺は看坊によって管理されていた。安永年間（一七七六）に了円という僧が善福寺の看坊となって管理していたが、彼の時代に自庵化が行われた。その経緯は同寺所蔵の『当寺自庵由来御影等頂戴并年中勤行之式惣控』という記録にくわしくしるされているので、これによって自庵化の有様をみていこう。

椒村惣道場善福寺の看坊了円は安永五年（一七七六）の春から病気になる、中夏のところには遂に重態におちいった。そのとき門徒の平兵衛と角重郎の二人が発起して自庵とすることになった。

其比・両人物語ニ、当住此度者極大病、定而平生之御覚悟浄土の出テ立と昼夜称名御相統察入、兼而乍<sub>ニ</sub>小庵<sub>一</sub>

門徒中相談之上、自庵ニ可供と存処、時不<sub>レ</sub>至、是迄無<sub>キ</sub>与議ニ打過候、若し其儘寸志も不<sub>レ</sub>供命終しかば、門徒之残念幾程ぞ、今般右之趣伺ひ、門徒中相談之上、自庵ニ供へば、幾久御教化を蒙りし報恩の一方、御病氣保養之助にもや、いざ是より道場へ参詣し、直に当住に伺可<sub>レ</sub>申と、中夏下旬第六日四ツ時、兩人老僧江対顔有て右物語候処、……

住僧了円の日ごろの熱心な教化の御恩に報いようとの念より自庵化を思いたったもので、平兵衛・角重郎の兩人は了円の許諾を得て、早速門徒中に相談したところ、反対するもの一人もなく、ただちに自庵の手續をとることになった。そこで鷺森御坊役僧西光寺に願書の下書を作ってもらい、門徒中が捺印し、上寺西光寺の奥印を得て、本山および寺社奉行所へ願いでた。その願書はつぎのようなものであった。

一 当村善福寺者、往古<sub>ル</sub>看坊ニ御座候処、当住了円并新發意了識、如法ニ寺役被<sub>ニ</sub>相勤、檀中一統ニ帰依仕候ニ付、此度当住へ永代自庵ニ譲リ申度奉<sub>ニ</sub>願上<sub>ニ</sub>候、

右願之通被<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>被<sub>レ</sub>下候へ、難<sub>レ</sub>有奉<sub>レ</sub>存候、依<sub>レ</sub>之別紙印形帳差上申候、尤寺社御奉行所へモ相達申候、以上、

安永五年申六月

海士郡榊里村善福寺門徒

鷺森御坊御輪番所

惣代源太夫（印）

同 伊兵衛（印）

右の願書に添附された惣門徒の寺讓状は左記の通りである。これは二通作製して本願寺と興正寺へ一通づつ、また写しを鷺森御坊と寺社奉行所へ提出した。

定

当村善福寺者、数年看坊ニ而致、相統ニ来候処、当住了円并実子了識、寺役如法ニ被ニ相勤、惣檀中一統ニ致、漏依ニ候ニ付、此度鷲森御坊并寺社御役所江檀中惣代ヲ以テ自庵讓之願書指上申候、依レ之我々一統ニ致ニ人別印形ニ当住江永代自庵に讓申処実正也、為ニ後証ニ依而如レ件

安永五年申六月

由右門・六兵衛・彦太夫・新三郎・善七・佐門・六藏・門右門・源太夫・伝古・久七・半十郎・長太夫・伝藏・宇兵衛……

合七十一軒

この自庵の願書を提出して間もなく六月十日了円はついに死去したので、後住了識は継職願を出した。同年十月四日に公儀において自庵と継職の両願が聞届けられ、同月二十三日に本山の許可も下りた。公儀の自庵聞届状はつぎのようであった。

海士郡桝里村善福寺儀、是迄看坊ニテ有之候処、当住了円并新發意了識、且中一等(統) 漏依ニ付、此度永代自庵讓リ申度旨、門徒惣代并村役人願書・且中連印帳一冊、且又了円儀ニ讓受申度トノ願書御指報令承知候、右願之通致候様夫々御申聞可ニ相成候、以上、

十月四日

井口源次右衛門

池永五郎右衛門様

青木三左衛門様

## 五

自庵の願いが認められたので、御本尊の裏書を書き替えなければならぬ。ところがこれにはかなり多額の冥加金が必要なので急に書き替えの手続をすることができない。そこで翌年の秋まで手続を延期してもらったが、それでもまだ金の調達ができず、翌々年の春、安永七年三月になってようやく金の都合がついた。住職了識は長谷村最勝寺の付添いで、門徒の平三郎・重郎兵衛・三郎左衛門の三人をつれ、御影を奉じて上京した。そしてようやく御本尊御裏の書き替えやその他の手続万端をすませることができた。書き替え後の裏書は、たとえば前掲の木仏裏書はつぎのように改められた。

釈叔如（御判）

元祿四稔辛未二月廿日

木仏尊像

興正寺門徒真光寺下 紀州海士郡

酒 椒村愍道場 善福寺之物

加 願主釈了識

看坊時代に寂如から下附された木仏裏書の宛名は椒村愍道場となっていた。ところが今度自庵となったので、法如の染筆で「愍道場」の三字を消して「之物」と「願主釈了識」との住職名を書き加えた。こうして木仏寺号をはじめとして、太子・七高僧・信晧院御影の裏書をそれぞれ書き改めてもらった。

書き替え等自庵の手続の一切をすませたので、五月二日門徒中の者を招待して振舞った。この自庵の願書提出から慶讃にいたる間に要した費用はくわしく記録<sup>①</sup>に書きとめられているが、これを集計すると左の通りである。

一 願書指出しるとき本山・輪番所・上寺・役僧へ付届、 銀四六匁二分五厘

一 自庵・御影御裏申替の冥加・御礼金等、

銀一貫七三六匁九分五厘

一慶讃会費用

銀一九四匁七分八厘

総計 一貫九七七匁八分四厘

以上のような額になるが、これを米に換算すると三十五石あまりにあたる。その当時、七十一戸の門徒でもって三十五石余の費用を拮出することは非常に大きな負担であったことと思われ、早急に裏書の書き替え等の手続きができなかった事情が諒察される。

とにかく、椒村惣道場の自庵化は、こうした物心両面にわたる門徒の一致協力のもとに行われたもので、金宝寺の西竹屋町・油小路兼帯道場とは全く対照的な方法で看坊から自庵へと歩んでいった。もちろん、この両者の相違は、それが看坊時代に位置した時代や社会背景あるいは所屬関係の差異という、異質の立場から自庵へ発展したためにもたらされたものとも考えられる。江戸初期、制度化教団成立期にあたり、寛永の道場の独立化・寺院化の、いわゆる寺院乱立時代に、西竹屋町・油小路の立場にある道場が、上寺との抗争を経ないで自庵化することは、おそらく不可能であったと思われる。

江戸も中期となり、寺檀関係（住職・門徒の関係）も安定し円滑に進行しているとき、おそらくこのころ多くの惣道場は次第に姿を消し、自庵として寺は住職の私有化が認められつつあったと考えられるが、この善福寺の自庵化もこうした世相の一端を示すものともいえよう。

（一九六三、五、三〇稿）

註

(1) 諸種の道場の定義は『故実公義書上』『本願寺通記』『公儀へ被印立御口上書等之写』による。辻本道場については上記の書に出てこないが、『紫雲殿田縁記』『蓮如上人御隠棲実記』その他に辻本道場の名が見える。しかし、その性格等は明らかではない。

真宗道場の形態

(2) 寛永十八年九月十日

木仏 山城国愛宕郡

京二条西竹屋町明善寺順加

取次内膳

(3) 寛永十七年二月九日

木仏 山城国愛宕郡

京三条 仏現寺宗珍

取次大進

(4) 『大谷本願寺通記』卷三、慶安二年の条。

(5) 『天文日記』『木仏の留』に出現の寺数については、拙稿「木仏之留について」「近世仏教」第一号、参照。

(6) 紀伊椒村惣道場の自庵化の概要は宮崎円遵博士が和歌山県『初島町誌』の中にのべられている。

(7) 『当寺自庵来由御影等頂戴并年中勤行之式惣控』